

# 登記されていないことの証明書について

## ＝申請書の記載について＝

### ◆証明事項

警察への申請（風俗営業、古物商、警備業、自動車運転代行業）に添付する証明は、一番上の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックしてください。

### ◆本籍欄

必ず記入してください。本籍は、住民票又は戸籍謄本で確認できます。

## ＝窓口での取扱い＝

- 当戸籍課は、徳島地方合同庁舎の6階にあります（表面地図参照）。
- 当課では、徳島県内に住所、本籍がない方でも証明書を発行することができます。また、同様に、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課（東京は後見登録課）でもお取扱いしています。  
各法務局の支局・出張所では取り扱っていませんので、ご注意ください。
- 証明書の発行可能時間は、平日の8時30分から17時15分までとなっています。  
※土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

### 【お持ちいただくもの】

- ① 来庁される方の本人確認書類（運転免許証など。お知らせ参照）
- ② 来庁される方の印鑑（認印でも可）
- ③ 手数料（1通につき300円の収入印紙）…合同庁舎の2階で販売しています。

★証明を受ける方ご本人が来庁される場合…上記①～③のみ。

★証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族が来庁される場合

上記①～③のほか、戸籍謄本、住民票などの親族関係が確認できる書類。

※戸籍謄本、住民票は発行後3か月以内のものが必要です。

※住民票は「続柄」の記載が必要です。

※親族関係が確認できる書類を添付する代わりに、委任状を添付して、代理人として請求手続をすることも可能です。

★代理人が来庁される場合

上記①～③のほか、委任状。

※委任状の様式は、法務省ホームページ中、ないこと証明の記載例に入っています。

※代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書又は代表者の資格証明書（いずれも発行後3か月以内）も併せて必要です。

※証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族から委任を受ける場合は、親族関係が確認できる書類も必要です。

## ＝郵送での取扱い＝

**東京法務局民事行政部後見登録課のみの取扱い**となります。

### 【送付するもの：本人申請の場合】

- ① 申請書…法務省ホームページ又は最寄りの法務局（支局）で入手できます。
- ② 手数料分の収入印紙…郵便局又は最寄りの法務局でお買い求めください。
- ③ 本人確認書類のコピー
- ④ 返信用封筒（宛名を明記、切手を貼付）

### 【送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15

東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360（直通）